

厚生労働省令第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項、第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第三条)</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十四条の二 第五十四条の五)</p> <p>第六節 基準該当通所支援に関する基準(第五十四条の六 第五十四条の十二)</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十一条の二)</p> <p>第六節 基準該当通所支援に関する基準(第七十一条の三 第七十一条の六)</p> <p>第五章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針(第七十一条の七)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第七十一条の八・第七十一条の九)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第七十一条の十)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第七十一条の十一 第七十一条の十四)</p> <p>第六章 保育所等訪問支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第七章 多機能型事業所に関する特例(第八十条 第八十二条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第三条)</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準(第五十四条の二 第五十四条の八)</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準(第七十一条の二 第七十一条の四)</p> <p>(新設)</p> <p>第五章 保育所等訪問支援</p> <p>第一節 第四節 (略)</p> <p>第六章 多機能型事業所に関する特例(第八十条 第八十二条)</p> <p>附則</p>

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」といふ。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に應じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」といふ。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」といふ。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第七条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第五十四条の六、第五十四条の十第一号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第五十四条の十一第二号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第五十四条の十二第四号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、及び第七十一条の三の規定による基準
- 二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第十二条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）の規定による基準
- 三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」といふ。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に應じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」といふ。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」といふ。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の三、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の六第一号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第四号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、及び第七十一条の二の規定による基準
- 二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準
- 三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第

四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第五十四条の八、第五十四条の十二第二号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第六十九条（第七十一条の六において準用する場合に限る。）及び第七十一条の五の規定による基準

四 法第二十一条の五の十七第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第七条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第八条第二項（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第五十四条の二第一号（第七十一条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第二号（第七十一条の二において準用する場合を含む。）及び第五十四条の四第四号（第七十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による基準

五 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五十四条の三第一号（第七十一条の二において準用する場合を含む。）及び第五十四条の四第三号（第七十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による基準

六 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十二条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十六条（第五十四条の五において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）

四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第五十四条の四、第五十四条の八第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第六十九条（第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第七十一条の三の二の規定による基準

（新設）

（新設）

（新設）

七十一条の二において準用する場合に限る。 ) の規定による基準

七 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第五十四条の四第二号(第七十一条の二において準用する場合を含む。 ) の規定による基準

八 法第二十一条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第六条、第七条(第五十七条、第六十七条、第七十一条の九及び第七十四条において準用する場合を含む。 )、第八条第二項(第六十七条において準用する場合を含む。 )、第三十条第四項(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第五十六条、第六十六条、第七十一条の八、第七十三条、第八十条並びに附則第二条(置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。 ) 及び第三条の規定による基準

九 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。 ) 並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号(病室に係る部分に限る。 ) の規定による基準

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十二条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第十四条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十四条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。 )、第四十七条(第六十四条、第七十一

(新設)

四 法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第六条、第七条(第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。 )、第八条第二項(第六十七条において準用する場合を含む。 )、第三十条第四項(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条(置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。 ) 及び第三条の規定による基準

五 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。 ) 並びに第二項第一号口及び第二号並びに第五十八条第一項第一号(病室に係る部分に限る。 ) の規定による基準

六 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十二条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十四条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。 )、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。 )、第四十七条(第六十四条、第七十一条及び第七十九

条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。  
。及び第五十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準  
十一 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

十二 法第二十一条の五の四第一項第二号、法第二十一条の五の十七第一項又は法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号、法第二十一条の五の十七第二項各号及び法第二十一条の五の十九第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 (略)

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 丁四 (略)

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 九 (略)

、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

七 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準

八 法第二十一条の五の四第一項第二号又は法第二十一条の五の十八第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 丁四 (略)

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 九 (略)

十 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

十一 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

十二（略）

十三 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十一条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）令第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十四条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

十 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

（新設）

十一（略）

十二 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）令第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第七十四条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 (略)

2 (略)

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第五条 (略)

一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。))第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 (略)

2 (略)

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(第二十号、第四十九号及び第六十六条において「障害福祉サービス」という。))を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)) (児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。))第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

2 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)

三 児童指導員又は保育士 一以上

イ・ロ (略)

2 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護師 一以上

三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)

<p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>一以上</p> <p>四 機能訓練担当職員 一以上</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>一 看護師 一以上</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らな</p>	<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(新設)</p>

ればならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に對する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 | 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に對し、障害児又はその家族に對して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、

(新設)

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に對し、障害児又はその家族に對して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、

金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(苦情解決)

第五十条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十二第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に~~応じ~~、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4・5 (略)

(地域との連携等)

第五十一条 (略)

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければ

金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(苦情解決)

第五十条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に~~応じ~~、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4・5 (略)

(地域との連携等)

第五十一条 (略)

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の

ばならない。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十四条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十四条の十において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十四条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十條第一項

必要な援助を行うよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。(第五十四条の十一において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)(の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十四条の十一第一号において同じ。)(の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。)(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)(の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十四条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規

(新設)

定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）

（第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練（指定障害福祉サービス等基準第六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第七十一条の二に規定する共

生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)(を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。))又はサテライト型指定介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)(にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)(ののうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)(の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)(を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能

型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
一十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十四条の五 第四条、第七条、第八条及び前節（第十一条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

（新設）

第五節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第五十四条の六 (略)

一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十四条の七・第五十四条の八 (略)

(準用)

第五十四条の九 第四条、第七条及び第四節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の十 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

第五十四条の三・第五十四条の四 (略)

(準用)

第五十四条の五 第四条、第七条及び前節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活

を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一・二（略）

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第五十四条の十一 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の九（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一・二（略）

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第五十四条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二・三 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十四条の十二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス)を基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の九(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の五(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス)等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二・三 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十四条の八 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス)を基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス)を基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス)を基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス)を基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。のうち通いサービス(指定地域密着型サービス)を基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス)を基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。又は指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準  
第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業  
所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という  
。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、こ  
の節（第五十四条の五（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六  
項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小  
規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定  
小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービ  
ス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者  
をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規  
定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福  
祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練  
（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サー  
ビス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活  
訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当  
児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六に  
おいて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービス  
とみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能  
型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数  
の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライ  
ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護  
小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、十八人）以下とするこ  
と。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用  
定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの  
利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定に  
より基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サ  
ービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定  
小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービ  
ス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者  
をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規  
定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福  
祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練  
（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サー  
ビス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活  
訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当  
児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四に  
おいて準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービス  
とみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能  
型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数  
の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライ  
ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス  
基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型  
居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、十八人）以下と  
すること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用  
定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの  
利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定に  
より基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サ  
ービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機

能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

(表略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

(表略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

第三章 医療型児童発達支援

(従業者の員数)  
第五十六条 (略)

- 一 〓三 (略)
- 四 看護職員 一以上
- 五・六 (略)
- 2・3 (略)

(情報の提供等)

第六十二条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。」第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十條」と、第二十六條第一項及び第二十

第三章 医療型児童発達支援

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 〓三 (略)
- 四 看護師 一以上
- 五・六 (略)
- 2・3 (略)

(新設)

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十六条から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條第一項、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。」第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあ

七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 放課後等デイサービス

##### (従業者の員数) 第六十六条 (略)

一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

るのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 放課後等デイサービス

##### (従業者の員数)

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 (略)

二 看護職員 一以上

三 五 (略)

4 7 (略)

(削る)

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護師 一以上

三 (略)

四 機能訓練担当職員 一以上

五 (略)

4 7 (略)

(情報の提供等)

第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものは誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

- 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
  - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項」とあるのは「いう。第七十一條において準用する第三十七條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十條」と、第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(新設)

(準用)

第七十一条の二 第七條、第八條、第十二條から第二十二條まで、第二十四條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條の四まで、第六十五條及び第七十條の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

#### 第六節 基準該当通所支援に関する基準

第七十一条の三 第七十一条の五 (略)

(準用)

第七十一条の六 第七條、第十二條から第二十二條まで、第二十五條第二項、第二十六條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十四條の十から第五十四條の十二まで、第六十五條及び第七十條(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第五章 居宅訪問型児童発達支援

#### 第一節 基本方針

第七十一条の七 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにそ

(新設)

#### 第五節 基準該当通所支援に関する基準

第七十一条の二 第七十一条の三の二 (略)

(準用)

第七十一条の四 第七條、第十二條から第二十二條まで、第二十五條第二項、第二十六條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第五十四條の六から第五十四條の八まで、第六十五條、第七十條(第一項を除く。)及び第七十條の二の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

の置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならぬ。

## 第二節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第七十一条の八 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排泄つ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(新設)

(新設)

(準用)

第七十一条の九 第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十一条の八第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十一条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十一条の十一 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十一条の十二 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第七十一条の十三 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域

（新設）

- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十一条の十四 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十三條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十一條の十三」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第十二條第二項中「次條」とあるのは「第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一條の十二第二項」と、第二十六條第一項、第二十七條及び第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第六章 保育所等訪問支援

### 第三節 設備に関する基準

(準用)

第七十五条 第七十一条の十の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

(新設)

## 第五章 保育所等訪問支援

### 第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十五条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援

第四節 運営に関する基準

第七十六条から第七十八条まで 削除

の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通

所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第七十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十一條第一項及び第五十二條から第五十四條までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十八條」と、第十六條中「第三十七條」とあるのは「第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで、第六十三條の二及び第七十一條の十一から第七十一條の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十三」と、第十六條中「第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九條において準用する第七十一條の十二」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項

「とあるのは、第七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

## 第七章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第一項、第二項及び第四項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十六条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び

## 第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所(この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第一項、第二項及び第四項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十六条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児

第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十二条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2  
(略)

児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2  
(略)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次の表の  
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(職員) 第四十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数、児童おおむね二十人以上とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>(職員) 第六十三条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務</p>	<p>(職員) 第四十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十人以上とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>(職員) 第六十三条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の</p>

<p>8 (略)</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。</p>	<p>8 (略)</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。</p>
--	---

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三、六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(従業者の員数) 第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 嘱託医 一以上</p> <p>二 看護師 イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三、六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。)(の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。)(とを同一の施設において一体的に提供している場合)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。)(第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

(設備)

第五条 (略)

2 5 (略)

(削る)

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(設備)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利益供与等の禁止)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労

働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>一 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画案をいう。</p> <p>二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(従業者) 第二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定計画相談支援基準」という。)(第一条第十四号に規定する指定特定相談支援事業者をいう</p>	<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。</p> <p>二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(従業者) 第二条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。)(以下「指定障害児相談支援事業所」という。)(ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)(を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(新設)</p>

。の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援（指定計画相談支援基準第一条第十五号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等（指定計画相談支援基準第一条第十三号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。）の数の合計数が三十五又はその端数を増すことに一とする。

3 前項に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前六月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

（受給資格の確認）

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によつて、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の第九項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。

（指定障害児相談支援の具体的取扱方針）

第十五条 （略）

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～六 （略）

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を助案して、当該ア

（新設）

（受給資格の確認）

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によつて、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の第八項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。）等を確かめるものとする。

（指定障害児相談支援の具体的取扱方針）

第十五条 （略）

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一～六 （略）

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を助案して、当該ア

セメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならぬ。

八〇十二（略）

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一（略）

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三〇五（略）

セメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならぬ。

八〇十二（略）

3 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一（略）

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三〇五（略）

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

### ( 経過措置 )

第二条 この省令の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次条において「旧基準」という。）第五条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次条において「新基準」という。）第五条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に旧基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新基準第五十四条の六の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障

害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。